

相談内容

「給湯器を点検したい」と電話があり、点検の結果、修理が必要と言われ契約してしまいました。解約したいのですが・・・。

知らない業者から、「給湯器を無料で点検する」と電話があり、4か月前に給湯器を交換したので、定期点検だと思い来てもらいました。点検後、「部品が古くなっているので交換した方がよい」と言われ、修理の契約をしてしまいました(約10万円)。その後、給湯器を交換した業者に確認すると、不要な修理だと分かりました。解約したいのですが・・・。

(60代男性)

アドバイス

電話や訪問で突然給湯器の点検を持ち掛け、不安をあおって修理や交換を迫る手口が多くみられます。その場では点検に応じず、信頼できる業者やメーカー等に相談しましょう。

チェックポイント

- 電話や訪問で点検を持ち掛ける業者には、安易に点検をさせないようにしましょう。
- 電話で点検を断れずに訪問された場合には、インターホン越しに断りましょう。
- 点検後に「このままでは壊れる」「今契約すれば割引する」等と言われても、その場では契約せず、十分に比較・検討しましょう。
- クーリング・オフ等ができる場合がありますので、不安や迷いがあれば、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに最寄りの消費生活センターにご相談ください。消費者ホットライン局番なし「188(いやや)」で、お近くの相談窓口につながります。
土日祝日についても、年末年始を除き原則毎日ご利用いただけます。



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

富山本所 (県東部にお住まいの方) TEL: 076-432-9233 (消費生活相談)

076-433-3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 (県西部にお住まいの方) TEL: 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)